



教育・保育施設等における 事故情報の収集・活用について

消費者庁

平成27年6月23日

本年4月1日以降、5月末までに消費者庁に事故情報の提供があった件数は48件であり、建議以前(年間数件)と比べて大幅に増加。

特定教育・保育施設等
に関する事故件数

・ 4月	11件
・ 5月	16件

左記以外の教育・保育に
に関する事故件数

・ 4月	13件
・ 5月	8件

内閣府が構築予定のデータベースの情報等を参考に、消費者安全法の通知漏れの疑い事案が確認された場合、当該地方公共団体に通知の検討を促す予定。

「運用マニュアル」の主な改正点

通知すべき事項の明確化
 具体的な事故事例を記載
 通知の判断基準の解説を記載



「旧運用マニュアル」の主な課題

通知すべき事項が不明確
 消費者事故等の事故事例が少ない
 消費者事故等に該当するかの判断基準が不明確

< 教育・保育サービスに関する事故事例 >

マニュアルより抜粋

教育サービス	幼稚園、小学校、中学校等	・幼稚園の屋上で保育中、園児1名が立てかけてあった子ども用プールによじ登ったところ、プールが倒れ、頭部を強打して死亡。
		・体育の授業でサッカーの試合中、クロスバーにぶら下がっていた生徒がゴールとともに転倒し、ゴールの下敷きとなり、搬送先の病院で死亡。
		・小学校の給食で、児童1名が配膳されたプラムを食べている際、種を喉に詰まらせて呼吸困難となり、搬送先の病院で死亡が確認。
保育サービス	保育園、認可外保育施設等	・保育施設のプールを使用中の園児が溺れ、心肺停止の状態で見つかる。
		・保育園園外行事で、いかだ川遊び中、いかだが転覆し、川に流された園児1名が死亡。
		・保育園の給食で、アレルギー対応用ではないミルクを飲ませ、じんましんが発症。

消費者庁及び関係省庁は、地方公共団体等の消費者行政部局に依頼するだけでなく、地方公共団体の教育・保育施設の担当部局に直接依頼を行っている。

< 通知の事例 >

平成27年5月22日付事務連絡「消費者事故等の通知について(依頼)」

…消費者庁と文部科学省が連名で、都道府県教育委員会総務課及び私立学校主管課等に依頼

平成27年5月29日付事務連絡「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について(再周知)」

…消費者庁と厚生労働省が連名で、都道府県社会福祉施設担当課等に依頼

引き続き、関係府省と連携し、消費者安全法の通知制度の周知に努める(例えば、関係府省主催で地方公共団体担当者が集まる会議を活用した周知等を検討)。

消費者へ情報を届けるための取組

子ども安全メール登録者数の推移

22年度	23年度	24年度	25年度	26年11月	27年6月
6,222	20,200	23,593	26,321	26,917	27,258



341件増加

チラシ240万枚、ポスター6万枚を各都道府県、政令市、市町村へ配布。

< 子ども安全メール >
 ・平成22年9月から週一回配信、現在242号まで配信。
 ・主に0歳～小学校入学前の子どもの安全情報を配信
 ・事故予防の豆知識、消費者庁に集約される事故情報を基にした注意喚起を配信

建議
 ・地方公共団体の広報誌への掲載を依頼
 アンケートを実施
 27年5月末時点で385の回答あり

< 今後の取組 >
 ・都道府県・市町村における消費生活サポーター等が幼稚園・保育園・PTA会合をはじめとした乳幼児の保護者が集まる場において、子ども安全メールへの登録等の働きかけを行う。
 ・関係府省に自治体(教育、母子保健主管部局)、学校、保健所、向けの周知を依頼。
 ・消費者庁HP等で周知
 ・子育て雑誌等への広告等の出稿。

